

架空請求ハガキの相談が急増しています！

国民生活センターのような名称をかたり、「未納料がある」「訴訟提起された」などの文言で消費者の不安をあおり金銭を騙し取ろうとする架空請求ハガキの相談が急増しています。

■ 事例

国の相談窓口のような名称のところから、契約不履行により訴訟提起された会社との契約内容の確認通知と記載されたハガキが届いた。何の契約についてのものか記載もない。本人から至急連絡するように書かれている。

⚠️ 裁判の通知がハガキで届くことはありません

裁判所からの正式な訴状は、裁判所の名前入りの封書で、郵便局員が直接本人に手渡すのが原則です。

【架空請求ハガキの特徴】

- 公的機関であるかのような名称を使用
- 「訴訟」などの脅し文句で消費者を焦らせる
- 「至急連絡」など時間的余裕を与えない
- 本人から連絡させようとする

<対処法>

✔️ 絶対に連絡しない

連絡すると消費者にお金を支払わせようとしたり、消費者から個人情報を得ようとしたりするので、このようなハガキが届いても無視してください。

✔️ 不安を感じたらすぐ相談

身に覚えのない請求などで、不安を感じたときは記載されている連絡先には電話をせず、すぐに消費生活センターまでご相談ください。

<実際に届いたはがきの文面>

確認通知のお知らせ

令和 4 年 受理番号 トー 2 4 6

この度ご通知致しましたのは、あなたが以前に契約された会社に対する契約不履行に契約会社が裁判所に提訴された事をここに通知致します。

つきましては担当職員から契約内容について確認させていただきたい事柄が御座います。当センターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する業務になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。

又記憶に無いからと放置された方が執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをされる事例が御座いますので、十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡をお願いします。

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (日・祝日を除く)

お問い合わせ先 0 3 - [REDACTED] - [REDACTED]
〒104-0053 東京都中央区 [REDACTED]

消費者生活支援センター

※ 困った時は、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー (相談無料・秘密厳守)
相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配付などにお使いください。